

現行	改正案	主な改正内容
<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 危機管理室 — 秘書課 — 広報課 — 総務室 — 法制室 — 人事室 — 契約検査室 	<p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 危機管理室 — 秘書課 — 広報課 — 総務室 — 法制室 — 人事室 — 契約検査室 	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政経営部資産経営室から部落有財産の管理及び処分に関する業務を総務室に移管する。 2 人事室から定数管理及び事務改善に関する業務を行政経営部企画財政室に移管する。
<p>行政経営部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画財政室 — 資産経営室 — 情報政策室 — 中核市移行準備室 <p>(都市計画部に一部移管)</p> <p>(学校教育部に一部移管)</p> <p>(都市計画部に移管)</p>	<p>行政経営部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 企画財政室 — 情報政策室 	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画財政室から普通建設事業費等の予算編成に関する業務の一部を都市計画部都市計画室に移管する。 2 総務部人事室から定数管理及び事務改善に関する業務を企画財政室に移管する。 3 資産経営室から学校等の施設の管理に関する業務を学校教育部学校管理課に移管する。 4 資産経営室から部落有財産の管理及び処分に関する業務を総務部総務室に移管する。 5 資産経営室を都市計画部に移管する。 6 中核市移行準備室を廃止する。
<p>税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 税制課 — 資産税課 — 市民税課 — 納税課 — 債権管理課 	<p>税務部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 税制課 — 資産税課 — 市民税課 — 納税課 — 債権管理課 	<p>変更なし</p>
<p>市民部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民総務室 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 消費生活センター — 市民課 — 山田出張所 — 千里丘出張所 — 千里出張所 — 国民年金課 — 人権平和室 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 交流活動館 — 男女共同参画室 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 男女共同参画センター — 市民自治推進室 	<p>市民部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民総務室 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 消費生活センター — 市民課 — 山田出張所 — 千里丘出張所 — 千里出張所 — 国民年金課 — 人権政策室 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 交流活動館 — 男女共同参画センター — 市民自治推進室 	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権平和室と男女共同参画室を統合し、名称を人権政策室とする。

現行	改正案	主な改正内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">都市魅力部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 地域経済振興室 └ シティプロモーション推進室 └ 文化スポーツ推進室 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">都市魅力部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 地域経済振興室 └ シティプロモーション推進室 └ 文化スポーツ推進室 	変更なし
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">児 童 部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 子育て支援課 └ 子育て給付課 └ 家庭児童相談課 └ のびのび子育てプラザ └ 保育幼稚園室 <ul style="list-style-type: none"> └ 保育園・認定こども園・幼稚園 └ こども発達支援センター <ul style="list-style-type: none"> └ 地域支援センター └ 杉の子学園 └ わかたけ園 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">児 童 部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 子育て政策室 └ 子育て給付課 └ 家庭児童相談課 └ のびのび子育てプラザ └ 保育幼稚園室 <ul style="list-style-type: none"> └ 保育園・認定こども園・幼稚園 └ こども発達支援センター <ul style="list-style-type: none"> └ 地域支援センター └ 杉の子学園 └ わかたけ園 	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援課を室組織とし、名称を子育て政策室とする。 2 家庭児童相談課から子どもの貧困に関する事項等の業務を子育て政策室に移管する。 3 保育幼稚園室から市立保育所の民営化、市立保育所と市立幼稚園の一体化に関する事項、市立幼稚園のこども園化に関する事項等の業務並びに業務改善に関する業務を子育て政策室に移管する。 4 地域支援センターから就学前児童に係る障がい児福祉サービスの支給決定、障がい福祉サービスの窓口業務の一部、支給管理、国庫負担金及び府補助金請求並びに障がい児福祉計画に関する業務を子育て政策室に移管する。 5 福祉部障がい福祉室から就学後児童に係る障がい児福祉サービスの支給決定に関する業務及び障がい福祉サービスの窓口業務の一部を子育て政策室に移管する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">福 祉 部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 福祉総務課 └ 総合福祉会館 └ 生活福祉室 └ 福祉指導監査室 └ 高齢福祉室 └ 障がい福祉室 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">福 祉 部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 福祉総務室 └ 総合福祉会館 └ 生活福祉室 └ 福祉指導監査室 └ 高齢福祉室 └ 障がい福祉室 	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉総務課を室組織とし、福祉総務室とする。 2 障がい福祉室から就学後児童に係る障がい児福祉サービスの支給決定に関する業務及び障がい福祉サービスの窓口業務の一部を児童部子育て政策室に移管する。

現行	改正案	主な改正内容
<p>健康医療部</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療推進室 <ul style="list-style-type: none"> 休日急病診療所 国民健康保険室 保健センター 北大阪健康医療都市推進室 保健所設置準備室 	<p>健康医療部</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康まちづくり室 <ul style="list-style-type: none"> 休日急病診療所 国民健康保険課 保健所 <ul style="list-style-type: none"> 保健医療室 衛生管理課 地域保健課 保健センター 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療推進室と北大阪健康医療都市推進室を統合し、名称を健康まちづくり室とする。 2 国民健康保険室を課組織とし、国民健康保険課とする。 3 保健所を設置し、保健医療室、衛生管理課、地域保健課及び保健センターで構成する。 4 地域医療推進室から災害時医療救護活動に関する業務及び地域医療推進懇談会に関する業務を保健医療室に移管する。 5 保健センターから吹田市健康づくり推進事業団との連絡に関する業務及び健康増進法に関する業務を健康まちづくり室に、新型インフルエンザ対策事業に関する業務を保健医療室に、地域自殺対策事業に関する業務を地域保健課にそれぞれ移管する。 6 環境部地域環境課から狂犬病予防事業（飼犬登録、狂犬病予防接種）に関する業務、飼い猫等避妊・去勢手術補助事業に関する業務及び感染症予防事業（消毒）に関する業務を衛生管理課に移管する。 7 環境部環境保全課から専用水道、簡易専用水道等衛生管理指導事業に関する業務を衛生管理課に移管する。 8 保健所設置準備室を廃止する。
<p>環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境政策室 地域環境課 環境保全課 事業課 資源循環エネルギーセンター 破碎選別工場 	<p>環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境政策室 環境保全指導課 事業課 資源循環エネルギーセンター 破碎選別工場 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域環境課を廃止し、狂犬病予防事業（飼犬登録、狂犬病予防接種）に関する業務、飼い猫等避妊・去勢手術補助事業に関する業務及び感染症予防事業（消毒）に関する業務を健康医療部衛生管理課に、その他の業務を環境政策室に移管する。 2 環境保全課から専用水道、簡易専用水道等衛生管理指導事業に関する業務を健康医療部衛生管理課に移管する。 3 環境保全課の業務に産業廃棄物の指導等に関する業務を加え、環境保全指導課とする。 4 環境保全指導課に課長級の任意職として産業廃棄物指導長を置く。
<p>都市計画部</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画室 計画調整室 開発審査室 住宅政策室 	<p>都市計画部</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画室 計画調整室 開発審査室 住宅政策室 資産経営室 <p>(行政経営部から一部移管)</p> <p>(行政経営部から移管)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政経営部企画財政室から普通建設事業費等の予算編成に関する業務の一部を都市計画室に移管する。 2 行政経営部から資産経営室の移管を受ける。
<p>土木部</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務交通室 道路室 公園みどり室 地域整備推進室 	<p>土木部</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務交通室 道路室 公園みどり室 地域整備推進室 	<p>変更なし</p>

現行	改正案	主な改正内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">下水道部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 下水道経営室 └ 水循環室 └ 水再生室 └ (下水処理場(川面・南吹田)) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">下水道部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 経営室 └ 管路保全室 └ 水再生室 └ (水再生センター(川面・南吹田)) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道経営室の名称を経営室とする。 2 水循環室の名称を管路保全室とする。 3 川面下水処理場の名称を川面水再生センター、南吹田下水処理場の名称を南吹田水再生センターとする。
会計室	会計室	変更なし
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">消防本部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務予防室 └ 警防救急室 └ 指令情報室 └ 南消防署 └ 北消防署 └ 西消防署 └ 東消防署 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">消防本部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務予防室 └ 警防救急室 └ 指令情報室 └ 南消防署 └ 北消防署 └ 西消防署 └ 東消防署 	変更なし
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">水道部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務室 └ 企画室 └ 工務室 └ 浄水室 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">水道部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 総務室 └ 企画室 └ 工務室 └ 浄水室 	変更なし
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">学校教育部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 教育総務室 └ 学務課 └ 教育政策室 └ 保健給食室 └ 指導室 └ 教職員課 └ 教育センター <div style="position: absolute; top: 50px; left: 180px; border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (行政経営部から一部移管) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">学校教育部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ 教育総務室 └ 学校管理課 └ 学務課 └ 教育政策室 └ 保健給食室 └ 学校教育室 └ 教職員課 └ 教育センター 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設を管理する組織として学校管理課を置く。 2 教育総務室から学校備品の修繕及び経理に関する業務を学校管理課に移管する。 3 教育政策室から過大校の改修・増築に関する業務を学校管理課に移管する。 4 保健給食室から学校の空調設備の整備に関する業務を学校管理課に移管する。 5 行政経営部資産経営室から学校等の施設の管理に関する業務を学校管理課に移管する。 6 指導室の名称を学校教育室とする。
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域教育部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ まなびの支援課 └ 中央図書館 └ 文化財保護課 └ 青少年室 <ul style="list-style-type: none"> └ 青少年クリエイティブセンター └ 放課後子ども育成課 └ 子育て青少年拠点夢つながり未来館 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">地域教育部</div> <ul style="list-style-type: none"> └ まなびの支援課 └ 中央図書館 └ 文化財保護課 └ 青少年室 <ul style="list-style-type: none"> └ 青少年クリエイティブセンター └ 放課後子ども育成課 └ 子育て青少年拠点夢つながり未来館 	変更なし

現行	改正案	主な改正内容
(選挙管理委員会) 事務局	(選挙管理委員会) 事務局	変更なし
(公平委員会) 事務局	(公平委員会) 事務局	変更なし
(監査委員) 事務局	(監査委員) 事務局	変更なし
(農業委員会) 事務局	(農業委員会) 事務局	変更なし
(固定資産評価審査委員会) 事務局	(固定資産評価審査委員会) 事務局	変更なし